

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」および気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

また、函館市環境基本条例の基本理念の着実な実現と、「函館市環境基本計画〔第3次計画〕」の基本目標の一つである地球環境の保全における地球温暖化対策の総合的な推進を図るため、本市の自然的社会的条件を反映した施策を体系化し、「函館市都市計画マスタープラン」、「函館市緑の基本計画」、「函館市一般廃棄物処理基本計画」などの本市の関連計画等のほか、国や北海道の地球温暖化対策との整合・連携を図り計画を推進します。

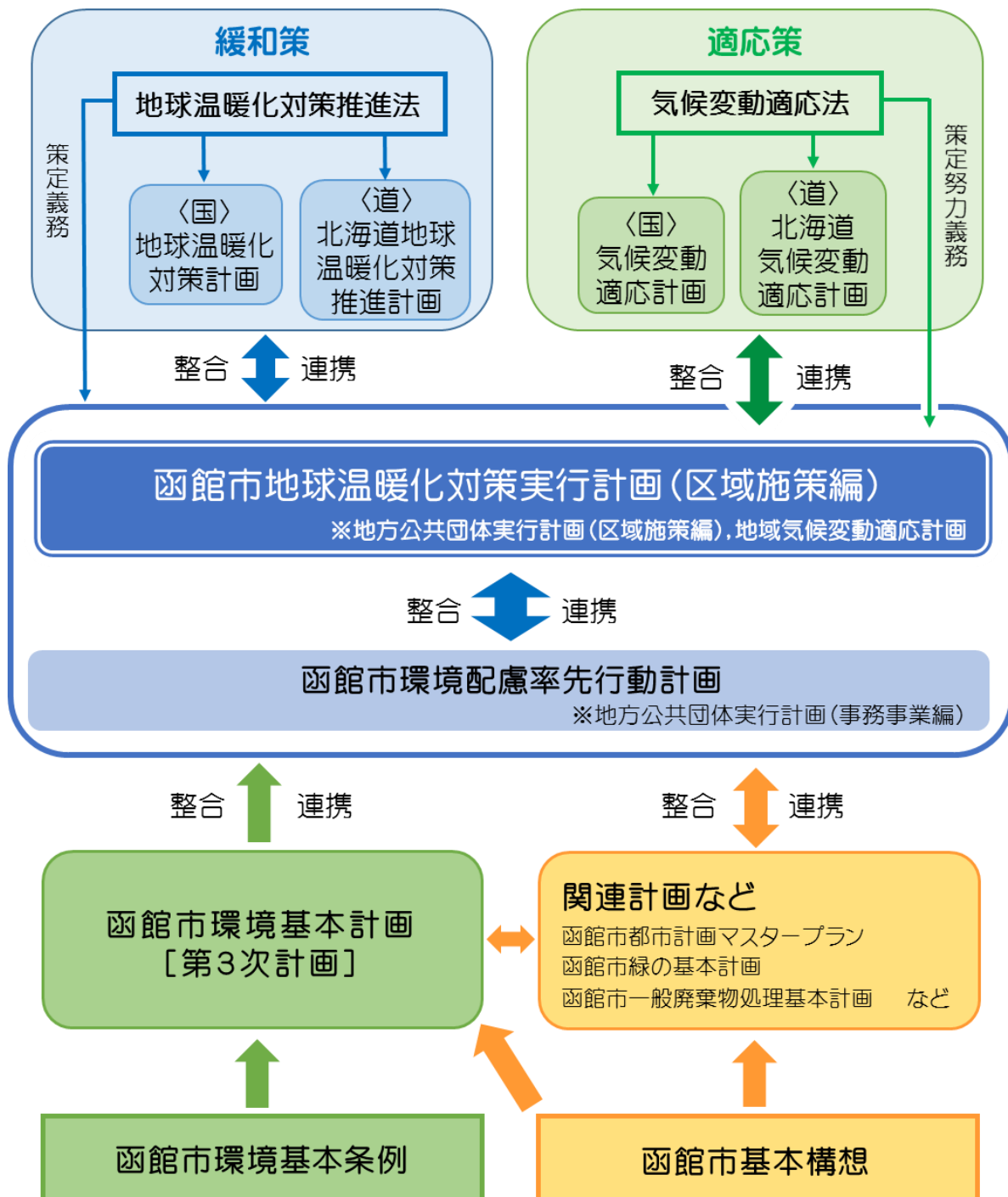


図 2-1 第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

2 計画の期間等

本計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。

また、国の地球温暖化対策計画との整合を図り、基準年を2013年度（平成25年度）とし、計画最終年度の2030年度（令和12年度）を中期目標、めざすべき姿として、2050年（令和32年）を長期目標とします。



図 2-2 計画の期間等

3 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、函館市全域とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で定める次の7種類とします。

ガスの種類		主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	家庭や事業所等での電気，ガス，灯油等の消費，自動車や鉄道等での燃料等の消費，廃棄物処理など	1
メタン	CH ₄	自動車の走行，廃棄物処理，家畜の飼育など	25
一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行，廃棄物処理，家畜の飼育など	298
ハイドロフルオロカーボン	HFC	エアコンや冷蔵庫などの冷媒など	12～14,800
パーフルオロカーボン	PFC	半導体製造プロセス，洗浄乾燥など	7,390～17,340
六フッ化硫黄	SF ₆	電子絶縁用ガスなど	22,800
三フッ化窒素	NF ₃	半導体製造プロセスなど	17,200

表 2-1 対象とする温室効果ガスの種類